

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、所要の規定の整備を行いたいため、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。